

保護林の統合について

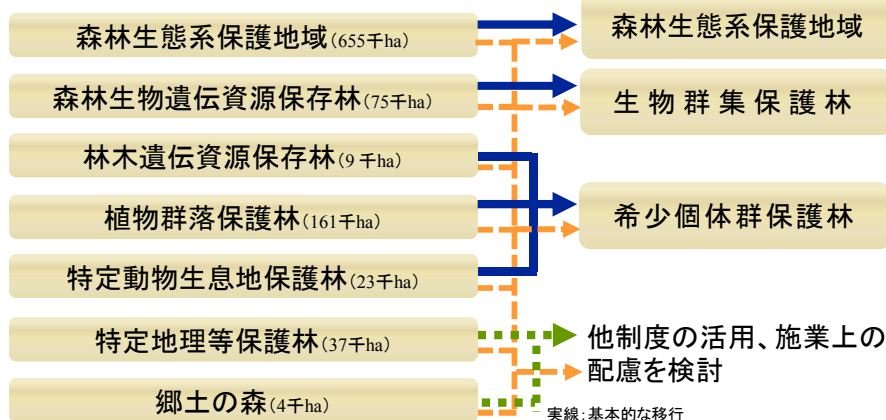
令和元年7月19日
林野庁 九州森林管理局
計画保全部 計画課

保護林制度改正のポイント

趣旨: 生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha



管理体制の簡素・効率化

2. 管理体制の再構築

①委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ

- ○ 森林生態系保護地域設定委員会
- ▽ ▽ 森林生物遺伝資源保存林設定委員会
- ■ 緑の回廊設定委員会
- XX モニタリング委員会
- ※ ※ 希少種委員会

○ ○ 森林管理局
保護林管理委員会

※必要に応じて部会等を設置

②モニタリング実施間隔の変更

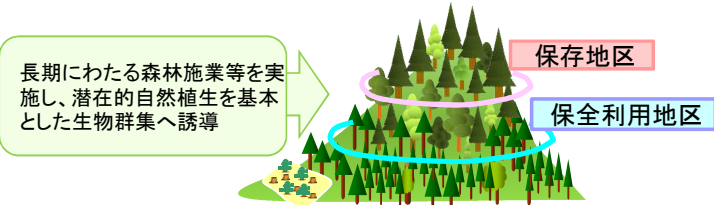
全ての保護林について、原則として5年に一度のモニタリング調査

保護林の状況に応じて、モニタリング実施間隔を5年未満、5年、10年に変更

生物多様性保全手法の高度化

3. 復元の導入 (生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施



4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

①人為による生息環境等の創出

一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ:
管理委員会での検討をふまえ、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

②野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的關係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

一体的に保全

消滅が懸念される個体群

遺伝的に関係性を持つ個体群

生育・生息地

更新適地

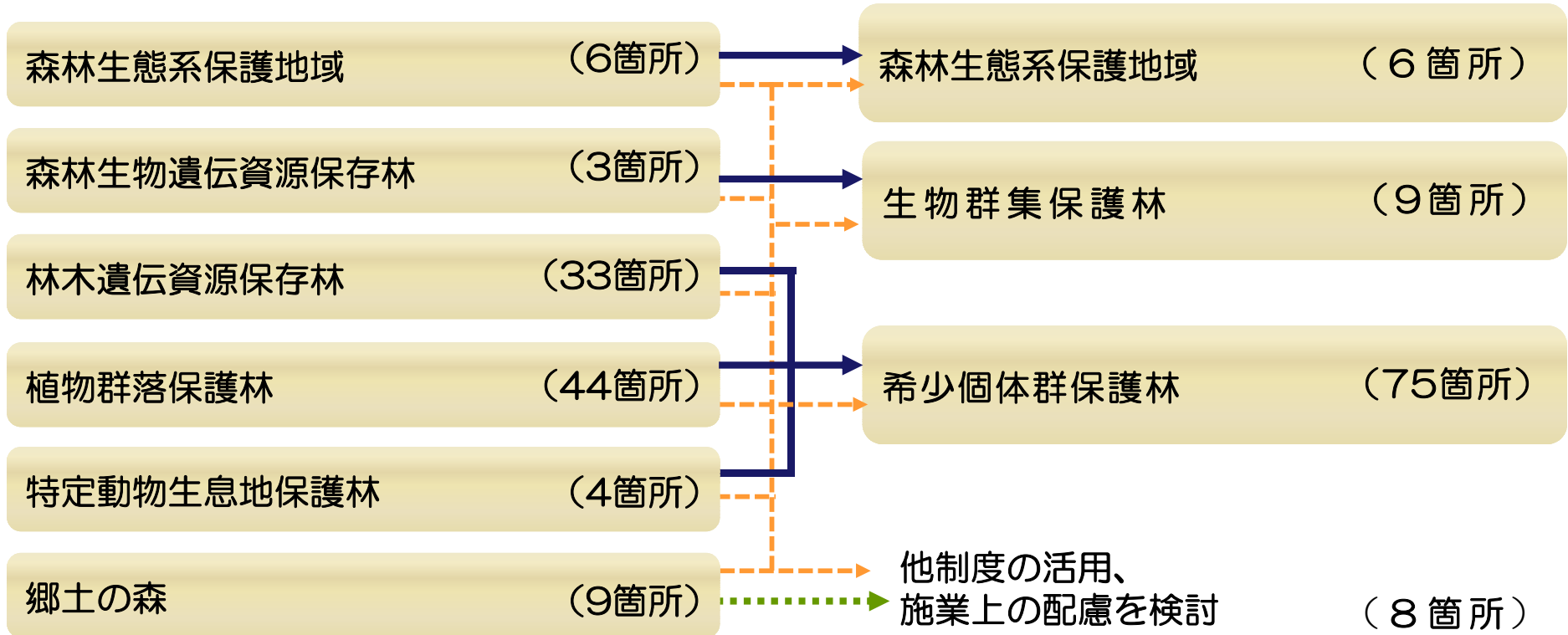
平成28年度における保護林区分の再構築(九州局)

管理体制の簡素化・効率化

九州局内合計99箇所、71,329ha

実線：基本的な移行

点線：現状の保護林の性格を踏まえた移行



※平成31年度末現在：92箇所 74,651ha

平成29年度 やんばる森林生態系保護地域を設定

てるは森郷土の森を綾森林生態系保護地域へ統合

平成30年度 猪八重照葉樹林生物群集保護林を設定

九州森林管理局管内 保護林一覧

平成31年4月1日現在

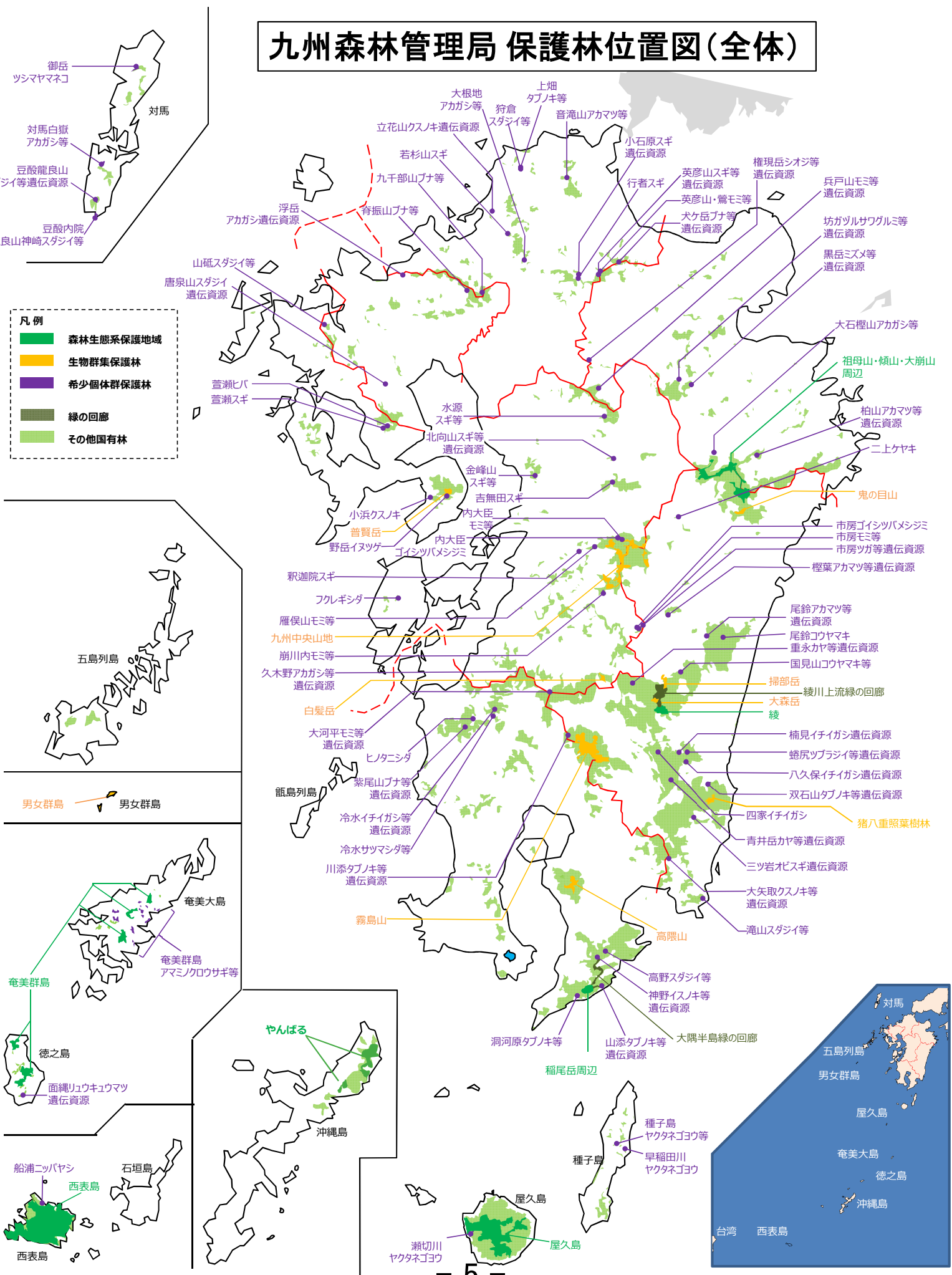
種類	名称	面積(ha)	管轄森林管理署等
森林生態系保護地域	1 祖母山・傾山・大崩山周辺	5,977.79	大分、宮崎北部
	2 綾	1,485.30	宮崎
	3 奄美群島	4,819.71	鹿児島
	4 稲尾岳周辺	1,045.48	大隅
	5 屋久島	15,185.44	屋久島
	6 やんばる	3,007.04	沖縄
	7 西表島	22,366.42	
		合計(7箇所)	53,887.18
生物群集保護林	1 普賢岳	443.41	長崎
	2 男女群島	414.63	
	3 九州中央山地	6,038.36	熊本、熊本南部、宮崎北部
	4 白髪岳	379.16	熊本南部
	5 鬼の目山	467.22	宮崎北部
	6 掃部岳	626.83	西都児湯、宮崎
	7 大森岳	373.44	宮崎
	8 霧島山	6,354.22	都城、鹿児島
	9 猪八重照葉樹林	480.79	宮崎南部
	10 高隈山	1,176.31	大隅
	合計(10箇所)	16,754.37	
希少個体群保護林	1 英彦山スギ等遺伝資源	81.26	福岡
	2 英彦山・鶯モミ等	102.14	
	3 立花山クスノキ遺伝資源	57.02	
	4 小石原スギ遺伝資源	4.68	
	5 行者スギ	6.22	
	6 犬ヶ岳ブナ等遺伝資源	62.60	
	7 音滝山アカマツ等	7.92	
	8 大根地アカガシ等	3.21	
	9 上畑タブノキ等	15.75	
	10 若杉山スギ	3.74	
	11 狩倉スダジイ等	21.40	
	12 唐泉山スダジイ遺伝資源	9.87	
	13 浮岳アカガシ遺伝資源	23.24	
	14 脊振山ブナ等	4.58	
	15 山砥スダジイ等	1.37	
	16 九千部山ブナ等	86.74	
	17 豆酸龍良山スダジイ等遺伝資源	116.93	長崎
	18 豆酸内院龍良山神崎スダジイ等	98.93	
	19 御岳ツシマヤマネコ	156.26	
	20 対馬白嶽アカガシ等	197.95	
	21 萱瀬スギ	3.73	
	22 萱瀬ヒバ	0.30	
	23 小浜クスノキ	3.14	
	24 野岳イヌツゲ	80.31	
	25 水源スギ等	1.11	
	26 北向山スギ等遺伝資源	77.58	
	27 金峰山スギ等	2.38	
	28 雁俣山モミ等	70.30	
	29 吉無田スギ	11.62	
	30 内大臣モミ等	34.56	
	31 内大臣ゴイシツバメシジミ	97.16	
	32 フクレギンダ	7.02	

九州森林管理局管内 保護林一覧

平成31年4月1日現在
管轄森林管理署等

種類	名称	面積(ha)	管轄森林管理署等	
希少個体群保護林	33 釈迦院スギ	8.61	熊本南部	
	34 崩川内モミ等	135.90		
	35 市房モミ等	55.80		
	36 市房ツガ等遺伝資源	31.20		
	37 市房ゴイシツバメシジミ	45.27		
	38 久木野アカガシ等遺伝資源	26.71		
	39 大河平モミ等遺伝資源	8.49		
	40 権現岳シオジ等遺伝資源	70.45	大分西部	
	41 兵戸山モミ等遺伝資源	8.37		
	42 坊ガツルサワグルミ等遺伝資源	7.57	大分	
	43 黒岳ミズメ等遺伝資源	11.19		
	44 柏山アカマツ等遺伝資源	32.95		
	45 大石榎山アカガシ等	18.34		
	46 二上ケヤキ	21.08	宮崎北部	
	47 榎葉アカマツ等遺伝資源	51.40		
	48 尾鈴アカマツ等遺伝資源	109.91	西都児湯	
	49 尾鈴コウヤマキ	14.67		
	50 国見山ツガ等	7.61		
	51 双石山タブノキ等遺伝資源	66.22	宮崎	
	52 八久保イチイガシ等遺伝資源	8.21		
	53 蜷尻ツブラジイ等遺伝資源	59.14		
	54 楠見イチイガシ等遺伝資源	4.70		
	55 重永カヤ等遺伝資源	7.38	都城	
	56 青井岳カヤ等遺伝資源	1.01		
	57 四家イチイガシ	1.97		
	58 三ツ岩オビスギ等遺伝資源	5.07	宮崎南部	
	59 大矢取クスノキ等遺伝資源	5.26		
	60 滝山スタジイ等	4.71		
	61 冷水イチイガシ等遺伝資源	13.10	北薩	
	62 冷水サツマシダ等	1.25		
	63 紫尾山ブナ等遺伝資源	32.11		
	64 ヒノタニシダ	3.27		
	65 川添タブノキ等遺伝資源	79.26	鹿児島	
	66 面縄リュウキュウマツ等遺伝資源	5.28		
	67 奄美群島アマミノクロウサギ等	1,334.29		
	68 神野イスノキ等遺伝資源	50.88	大隅	
	69 山添タブノキ等遺伝資源	69.11		
	70 洞河原タブノキ等	20.82		
	71 高野スタジイ等	33.92		
	72 種子島ヤクタネゴヨウ等	12.91		
	73 早稲田川ヤクタネゴヨウ	7.13	屋久島	
	74 瀬切川ヤクタネゴヨウ	61.54		
	75 船浦ニツパヤシ	4.38	沖縄	
		合計(75箇所)	4,009.46	
		総合計(92箇所)	74,651.01	

九州森林管理局 保護林位置図(全体)



- 凡例**
- 森林生態系保護地域
 - 生物群集保護林
 - 希少個体群保護林
 - 緑の回廊
 - その他国有林

九州森林管理局における保護林再編方針

平成 27 年 9 月 28 日付け林野庁長官通知で制定された「保護林設定管理要領」に基づくとともに、九州局管内における保護林の設定経過や現況等を踏まえ、九州森林管理局においては保護林再編を以下のとおり進めることとする。

1 再編の趣旨

森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、保護林区分が森林生態系や個体群の持続性に着目した新 3 区分に再構築されたことから、既設保護林を新 3 区分に再編する。合わせて、今後の保護林管理の基礎資料となるよう、保護対象、その保護・管理方針等を整理した保護林管理方針書を整備する。

2 再編の手順

新区分の下で保護林の管理を進めていくためには、できるだけ早期に新 3 区分に再編することが望ましい。このため、平成 28 年度中を目途に保護林管理委員会において 9 9 箇所の保護林全ての再編案を決定し、これに基づき国有林の管理経営計画の保護林に関する記載内容を変更する（平成 29 年度末に九州森林管理局管内の地域管理経営計画を一斉変更。）。

平成 28 年度の第 1 回委員会において再編方針を決定し、第 2 回委員会でその方針に基づいて作成した再編案を検討し、必要な整理・修正を経て、第 3 回委員会で再編案を決定する。

3 再編の方針

(1) 新 3 区分共通

- ① 各保護林の区域は現行どおりとすることを基本に、以下の②を除く全ての保護林の新区分への移行を検討することとし、保護林の新設・拡大・統合・廃止等は再編後に必要に応じて検討する。
- ② 新 3 区分の設定目的になじまない保護林（郷土の森）は、協定相手方の意向を踏まえた上で森林施業上の配慮等の必要な措置を講じる。
- ③ 各区分への振り分けは以下の（2）～（4）を基本に検討し、画一的に振り分けることが適切でないと判断される箇所は個別に検討する。

(2) 森林生態系保護地域

- ① 森林生態系保護地域は、従来から引き継がれた区分で、その主な保護対象は、「我が国の気候帯や森林帯を代表する原生的な天然林」であることに変わりない。面積要件は、原則 1, 0 0 0 ha 以上から原則 2, 0 0 0 ha 以上に引き上げられた（島嶼、半島等の特殊な環境にあっては 5 0 0 ha 以上で変更なし。）。

- ② 九州局管内の森林生態系保護地域は、2,000ha未満のものも含め、(旧)森林生態系保護地域のすべてを今後も森林生態系保護地域として区分する。

(3) 生物群集保護林

- ① 生物群集保護林の保護対象は、「天然林を主体とした地域固有の生物群集がまとまりをもって存在する区域」である。また、面積要件は原則300ha以上とされている。
- ② (旧)森林生物遺伝資源保存林は、そのまま生物群集保護林に移行する。
- ③ (旧)植物群落保護林、(旧)林木遺伝資源保存林のうち、300ha以上の区域の箇所は、生物群集保護林に移行する。
- ④ 生物群集保護林については、原則として、森林生態系保護地域と同様に保存地区と保全利用地区に区分することとされているが、地帯区分することに合理的理由が見いだせない場合はこの限りではないとしている。このため、地帯区分しないまま移行し、移行後に地帯区分の検討を行う。
- ⑤ 合理的理由のある地帯区分案を短期間に検討・決定することは困難であることから、平成29年度以降、地帯区分の必要性が高いと判断される箇所を優先して、地帯区分の検討を進める。

(4) 希少個体群保護林

- ① 希少個体群保護林の保護対象は、「希少な野生生物の生育・生息に必要な森林」である。面積要件は希少個体群の存続に必要な条件を含む原則5ha以上の区域のうち、特に保護・管理が必要な区域とされている。
- (注) 希少な野生生物とは具体的には以下のとおり
- ア) 希少化している個体群、イ) 分布限界域等に位置する個体群、ウ) 他の個体群から隔離された同種個体群、エ) 遺伝資源の保護を目的とする個体群、オ) 特殊な立地条件の下に成立している個体群、カ) 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群、キ) その他保護が必要と認められる個体群
- ② (旧)植物群落保護林、(旧)林木遺伝資源保存林、((3)③を除く)については、5ha未満の箇所を含む全ての保護林を希少個体群保護林に移行する。
- ③ 九州管内における(旧)特定動物生息地保護林については、希少動物の生息地等の保護を目的とするものであるため、全て希少個体群保護林に移行する。

保護林統合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>メタ個体群として保全する観点から、隣接・近接する個体群同士の保全を一体的に取り扱うことで、個々の保護林単位で取り扱うより広い空間によるスケールメリットの効果が期待できる。</p>	<p>個別に取り扱うのも、一つに統合するのも実態は同じではないかと受け止められる恐れ。統合の意義が理解されにくい恐れ。</p>
<p>対象保護林によっては、面積が大きくなり、上位の保護林の区分にランクアップして設定することができる。 バッファを設けると、核心部を保全するための事業実施が行いやすい。</p>	<p>遺伝資源保存林が生物群集保護林に統合された場合は、遺伝資源の名称が無くなるなど、設定された目的や保全対象が埋もれてしまう印象があり、分かりにくくなる恐れ。 名称から地域名・保護対象野生生物名の一部が無くなる。名称が地域に定着していた場合の地元理解が得られるか。</p>
<p>統合することで、希少個体群保護林の設定基準の5ha以上をクリアすることとなる。若しくは、それに近づけることができる。</p>	<p>5ha以下は、保護林設定管理要領の基準に外れることで、軽んじられる恐れ。</p>
<p>モニタリング調査等の取扱単位が一体として集約されることで、効率的な予算執行が図られ、事業的にも一体で取り組み、結果として保全効果を高めることが期待される。</p>	

※参考：保護林設定管理要領抜粋「目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保護することを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。」

当初の保護林統合案

点線囲い：今年度統合を検討する保護林

保護林同士が隣接している保護林

上畑ツグノ 希少
狩倉スグヅイ 希少

英彦スギ 希少
英彦モミ 希少

普賢岳 群集
野岳ツグノ 希少※1

市房モミ 希少
市房ツグノ 希少
市房ゴイシ 希少

屋久島 生態
瀬切川ツグノ 希少※2,1

緑の回廊を介してつながっている保護林と、その周囲の保護林

綾 生態
大森岳 群集※1
掃部岳 群集※1
国見山ツグノ 希少※2

稲尾岳 生態
神野ツグノ 希少※1
山添ツグノ 希少※1
高野スグヅイ 希少※1
洞河原ツグノ 希少※1

隣接してはいないが、近距離にある、構成樹種が似ている保護林

小石原スギ 希少
行者スギ 希少

豆酸内院スグヅイ 希少
豆酸龍良スグヅイ 希少
対馬白嶽ツグノ 希少

中央山 群集
崩川内モミ 希少※1
内大モミ 希少※1
内大ゴイシ 希少※2

祖母傾 生態
鬼目山 群集※2
大石ツグノ 希少※1

蜷尻ツグノ 希少
楠見ツグノ 希少
八久保ツグノ 希少※2

冷水ツグノ 希少
冷水ツグノ 希少※2

種子島ツグノ 希少
早稲田ツグノ 希少

奄美 生態
奄美ツグノ 希少※2,1

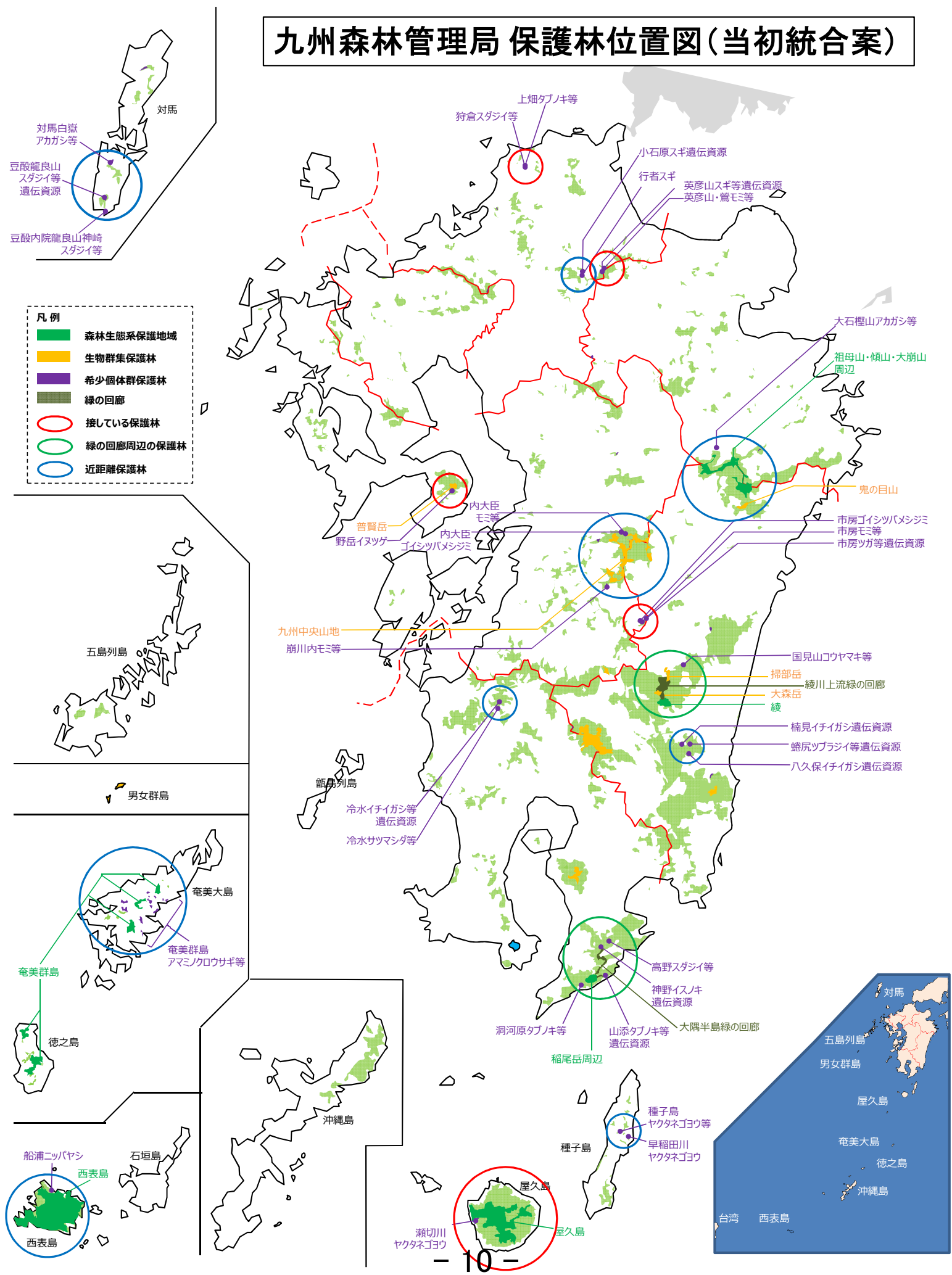
西表島 生態
船浦ツグノ 希少※2,1

※1 生態・群集との統合のため、地帯区分の検討を行う必要がある。

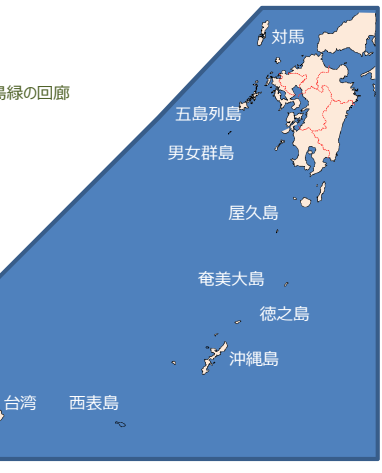
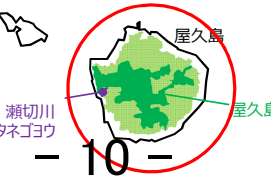
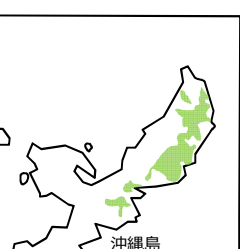
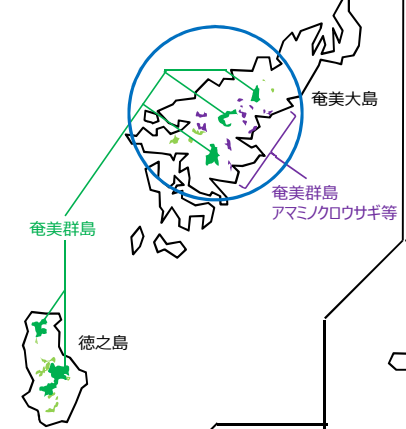
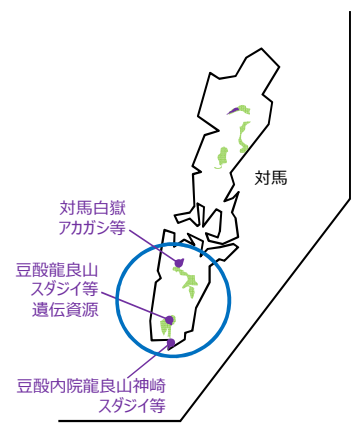
※2 保護対象が異なるため、統合・現状維持の検討を行う。

○別添「保護林区分再編時における保護林管理委員会の意見」とおり近接する保護林で類似するものは、統合を検討しても良いのではないかとの意見あり

九州森林管理局 保護林位置図(当初統合案)



- 凡例**
- 森林生態系保護地域
 - 生物群集保護林
 - 希少個体群保護林
 - 緑の回廊
 - 接している保護林
 - 緑の回廊周辺の保護林
 - 近距離保護林



今年度に統合の検討を行う保護林

名 称	統合後の名称 (案)	面 積 (h a)	統合の検討を行う理由	管轄署
じょうはた 上畑タブノキ等 希少個体群保護林	じょうやま 城山 タブノキ等 希少個体群保護林	37.15	じょうやま ○ 両保護林とも、福岡県宗像市と岡垣町界の城山（369m）周囲に位置し、隣接している。 ○ いずれも、天然の常緑広葉樹林（タブノキ、シイ類、アカガシ等）であり、保護林の植生構造が類似している。 ○ 野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全するとの考え方に沿うもの。	福岡署
かりくら 狩倉スタジイ等 希少個体群保護林				
ひこさん 英彦山スギ等 遺伝資源 希少個体群保護林	ひこさん 英彦山モミ等 遺伝資源 希少個体群保護林	183.40	○ 両保護林とも、福岡県添田町と大分県中津市界の英彦山の周囲に位置し、隣接している。 ○ いずれも、温帯植生（スギ、モミ、ツガ、カヤ、ケヤキ）であり、保護林の植生構造が類似している。 ○ かつては、英彦山学術参考林として同一の保護林であった。 ○ 野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全するとの考え方に沿うもの。	福岡署
ひこさん うぐいす 英彦山・鶯 モミ等 希少個体群保護林				
こいしはら 小石原スギ 遺伝資源 希少個体群保護林	ぎょうじゃ 行者スギ 遺伝資源 希少個体群保護林	10.90	○ 両保護林とも、福岡県東峰村小石原地区に位置し近接している。 ○ 国有林内には、古くから行者堂があり、修験者達が豊前国との境界であるこの地で禊（みそぎ）を行った時に、信仰上の理由から行者堂付近に奉納植栽した老齡スギを通称「行者スギ」として保護することを目的としており、いずれも由来がほぼ同じ。 ○ かつては、行者スギ学術参考林として同一の保護林であった。	福岡署
ぎょうじゃ 行者スギ 希少個体群保護林				

今年度に統合の検討を行う保護林

名 称	統合後の名称 (案)	面 積 (h a)	統合の検討を行う理由	管轄署
つつ ないいん たつらやま かんざき 豆酩内院龍良山神崎 スダジイ等 希少個体群保護林	対馬スダジイ等 遺伝資源 希少個体群保護林 又は 対馬下島 生物群集保護林	413.81	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両保護林とも、対馬市の対馬下島中央部・南西部・最南端に位置している。 ○ いずれも、林相はスダジイ・イスノキ等からなる天然林に近い暖地性照葉樹林であり、保護林の植生構造が類似している。 ○ 野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全するとの考え方に沿うもの。 ○ 統合した場合、面積が300ha以上となり生物群集保護林にランクアップできる。 	長崎署
つつ たつらやま 豆酩龍良山 スダジイ等遺伝資源 希少個体群保護林				
つしましらたけ 対馬白嶽 アカガシ等 希少個体群保護林				
いちふさ 市房モミ等 希少個体群保護林	市房山モミ等 林木遺伝資源 希少個体群保護林	87.00	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両保護林とも、熊本県水上村の市房山（1722m）の頂上から中腹に位置し隣接している。 ○ いずれも、林相はモミ、ツガ、カエデ、ミズナラ、ヒメコマツ、ケヤキ、シオジ等が原生林の状態であり、保護林の植生構造が類似している。 ○ 野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全するとの考え方に沿うもの。 	熊本南部署
いちふさ 市房ツガ等 遺伝資源 希少個体群保護林				
種子島 ヤクタネゴヨウ等 希少個体群保護林	種子島 ヤクタネゴヨウ等 希少個体群保護林	20.04	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両保護林とも、種子島のほぼ中央部で、西之表市の南部に位置している。 ○ 屋久島と種子島のように自生するヤクタネゴヨウの保護を目的として設定されており、マツ材線虫病により被害が進行し絶滅が危惧されている状況にある。 ○ マツ材線虫病被害対策や野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全するとの考え方に沿うもの。 	屋久島署
わせだがわ 早稲田川 ヤクタネゴヨウ 希少個体群保護林				

隣接している保護林

番号	区分	名称	署名	面積 (h a)	保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	
1	希少	上畑タブノキ	福岡	15.75	シイ、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し、学術研究等に資する。	
	希少	狩倉スタジイ等		21.40	シイ類、タブノキ、その他広葉樹の天然林を保護し、学術研究等に資する。	
2	希少	英彦山スギ等 遺伝資源	福岡	81.26	スギ、モミ、ツガ、カヤ、ケヤキの保存	
	希少	英彦山・鶯 モミ等		102.14	温帯植生(モミ)の代表的林相を保存し、学術研究等に資する。 林相は、モミの大木が多く、スギ、ブナ、ケヤキ等も混生している。	
3	群集	普賢岳	長崎	443.41	イタヤカエデ、ノリウツギ、ナナカマド、ミヤマキリシマ等の広葉樹林を保護し、学術研究等に資する。	
	希少	野岳イヌツゲ		80.31	イヌツゲ群落を保存し、学術研究等に資する。 林相は、イヌツゲ、モミ、ニシキウツギ、ミヤマキリシマ、シロドウダン、カナクギノキ等の群落も点在している。	
4	希少	市房モミ等	熊本南部	55.80	モミ、ツガ、カエデ、ミズナラ等が原生林の山頂周辺の原生林を保護。	
		市房ツガ等 遺伝資源		31.20	ツガ、ヒメコマツ、サワグルミ、ケヤキの保存	
		市房 ゴイシツバメシジミ		45.27	ゴイシツバメシジミの繁殖地及び生息地の保護を図り、併せて学術研究に資することを目的とする。 林相は、モミ、ツガ、カシ類、カエデ等を主体とする優良な針広混交天然林である。	
5	生態	屋久島	屋久島	15,185.44	原生的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てるとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことにする。	
				保存地区		9,600.55
				保全利用地区		5,584.89
希少	瀬切川 ヤクタネゴヨウ	61.54	屋久島と種子島のみ自生し、絶滅危惧 I B 類に指定されているヤクタネゴヨウを含む針広混交林を保護することを目的とする。			

緑の回廊を介してつながっている保護林と、その周囲の保護林

番号	区分	名称	署名	面積 (h a)	保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
6	生態	綾	宮崎	1,485.30	原生的な天然林（イチイガシ・コジイ・イスノキ等）を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てるとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことにする。
				保存地区 800.45	
				保全利用地区 684.85	
	群集	大森岳	宮崎	373.44	暖温帯の常緑広葉樹林で、フウラン、ナゴランなどの樹幹上の多様な着生植物や林床植生が生育するなど、暖温帯モンスーンの照葉樹林として西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を呈している。
掃部岳		西都児湯 宮崎	626.83	日本の冷温帯の落葉広葉樹林を代表するブナ林が実質的な南限として暖温帯の常緑広葉樹林である。カモシカ、イヌワシ生育の南限になっているなど西日本の自然を代表する極めて重要な自然生態系を呈している。	
希少	国見山 コウヤマキ等	西都児湯	7.61	コウヤマキ・ツガ・アカガシ等が生育する林分を保護するとともに、学術研究等に資する。	
7	生態	稲尾岳周辺	大隅	1,045.48	原生的な天然林（スダジイ・イスノキ・モミ・アカガシ等）を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てるとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことにする。
				保存地区 456.91	
				保全利用地区 588.57	
	希少	神野イスノキ 遺伝資源	50.88	イスノキの保存 林相は、主にイスノキから成る林齢150年以上の天然林で、他にモミ、カシ類、シイ類等もある。	
		山添タブノキ等 遺伝資源	69.11	タブノキ、イスノキ、マテバシイ、スダジイの保存	
高野 スダジイ等		33.92	スダジイ、タブノキ、イスノキ等の巨木が生育する自然性の高い群集の保護を図ると共に、学術研究等に資する。		
洞河原 タブノキ等		20.82	タブノキの大径木等が生育し、ヘツカランやオオタニワタリ等の希少な着床植物を保護するとともに、学術研究等に資する。		

近距離にあり、構成樹種が似ている保護林

番号	区分	名称	署名	面積 (h a)	保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
8	希少	小石原スギ 遺伝資源	福岡	4.68	行者スギの保存 樹齢約200～300年、老齢なものは、樹齢約500年と推察されている。
		行者スギ		6.22	行者スギの保存 林齢170～200年生以上
9	希少	豆酸龍良山 スダジイ等遺伝資源	長崎	116.93	スダジイ、イスノキ、アカガシ、イヌマキの保存
		豆酸内院龍良山 神崎スダジイ等		98.93	スダジイ、イスノキ、ナタオレノキ、その他広葉樹の天然林の保護を図るとともに、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。
		対馬白嶽 アカガシ等		197.95	アカガシ、ウラジロガシ、その他広葉樹の天然林の保護を図るとともに、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。
10	群集	九州中央山地	熊本 熊本南部 宮崎北部	6,038.36	九州中央部に連なる脊梁部のブナ林主体の落葉広葉樹林が広がる多様な生態系を擁する区域で、これら地域固有の生物群集を保護・管理することにより、森林生態系の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護等に資することを目的とする。
	希少	崩川内モミ等	熊本南部	135.90	モミ、ツガ、その他広葉樹を保存し、併せて森林施業・管理技術の発展・学術研究に資する。
	希少	内大臣モミ等	熊本	34.56	上部はモミ、ツガが多く、下部は優良な針広混交天然林で、暖帯上位植生の個体群の持続性の向上と歴史的価値の保全、小松神社の風致を図り、併せて学術研究等に資することを目的とする。
		内大臣 ゴイシツバメシジミ		97.16	ゴイシツバメシジミの繁殖地及び生息地の保護を図り、併せて学術研究に資することを目的とする。 林相は、シイ、カシ類の暖帯林からブナ、ミズナラ等の冷温帯林までの天然林で、モミ、ツガ、ケヤキ、アカガシ、ウラジロガシ、クリ、ミズメ、カエデ等を主体とする優良な針広混交天然林である。
11	生態	祖母山・傾山・ 大崩山周辺	大分 宮崎北部	5,977.79	原生的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てるとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことにする。
				保存地区	
	保全利用地区	4,398.09			
希少	大石榎山 アカガシ等	大分	18.34	ミヤマシキミ・アカガシ群集等を保護するとともに、学術研究等に資する。	
群集	鬼の目山	宮崎北部	467.22	天然生スギをはじめ、アカマツ、ヒメコマツ、アカシデを保護対象種とし、針広混交林からなる自然環境とともに天然スギの遺伝子資源を森林生態系内に広範に保存することを目的とする。	

近距離にあり、構成樹種が似ている保護林

番号	区分	名称	署名	面積 (h a)	保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
12	希少	蜷尻ツブラジイ等 遺伝資源	宮崎	59.14	ツブラジイ、スタジイ、イスノキ、イヌマキ、イチイガシの保存
		楠見イチイガシ 遺伝資源		4.70	イチイガシの保存 林相は、スギ人工林が主で、スギ林に囲まれてイチイガシの広葉樹林がある。
		八久保イチイガシ 遺伝資源		8.21	イチイガシの保存 林相は、スギ、ヒノキ人工林に囲まれたイチイガシ等の広葉樹林である。
13	希少	冷水イチイガシ等 遺伝資源	北薩	13.10	イチイガシ、アカガシ、シラカシ、イスノキ、タブノキ、ツブラジイの等の個体群の持続性を向上させることを目的する。
		冷水 サツマシダ等		1.25	暖帯林（カン類、シイ類、その他広葉樹）の代表的林分を保存し、「サツマシダ」（環境省RDB）等の保存を図るため、森林施業、管理技術の発展、学術研究等に資する。
14	希少	種子島 ヤクタネゴヨウ等	屋久島 (種子島)	12.91	「ヤクタネゴヨウ」その他種子島の代表的天然生林の保存と森林施業、管理技術の発展、学術研究等に資する。 林相は、シイ類、イスノキ、タブノキ等の老齢天然生林で広葉樹を主体とした林分である。
		早稲田川 ヤクタネゴヨウ		7.13	「ヤクタネゴヨウ」その他種子島の代表的天然生林の保存と森林施業、管理技術の発展、学術研究等に資する。 林相は、ヤクタネゴヨウ、スギ、クロマツ、その他広葉樹林分である。
15	生態	奄美群島	鹿児島	4,819.87	奄美群島でしか見られない特徴を持つ原生的な天然林（亜熱帯性広葉樹）及びアマミノクロウサギやルリカケスなどの大陸遺存種が生育・生息している重要性の高い地域を保護すること。
				保存地区 2,252.44 保全利用地区 2,567.27	
	希少	奄美群島 アマノカサギ等		1,334.29	奄美群島森林生態系保護地域以外の国有林野であって、アマミノクロウサギやトゲネズミ類など奄美群島を特徴づける希少種や固有種の繁殖地又は生息地であり、これらの動物種を優先的に保護を図る必要のある箇所を設定。
16	生態	西表島	沖縄	22,366.42	原生的な天然林を保存することにより、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに役立てるとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことにする。
				保存地区 9,999.28 保全利用地区 12,367.14	
	希少	船浦ニツパヤシ		4.38	ニツパヤシは、ヤシ科に属する1属1種で灌木状の雌雄異株のヤシで、沖縄県の西表島の船浦と内離島が我が国唯一の自生地ばかりでなく、本種の分布の自生地北限として植物地理学上重要である。西表島船浦における群落の消滅が危惧されていることから、保全・保護を図る。

保護林区分再編時における保護林管理委員会の意見

旧保護林名	意見	再編方針
内大臣モミ 植物群落保護林 内大臣ゴイシツバメシジミ 特定動物生息地保護林	全体としてとりまとめ、保護林とするのは検討できないか。 区分は、生物群集保護林ではないか。 (H29年度第5回保護林管理委員会)	今後、統合等について検討する。 統合した場合、面積の合計が131haのため、希少個体群保護林となる。
市房山モミ 植物群落保護林 市房山ツガ 林木遺伝資源保存林 市房山ゴイシツバメシジミ 特定動物生息地保護林	3つの希少個体群保護林が同じ箇所中存在する場合、分かりにくいのではないか。 (H28年度第3回保護林管理委員会)	今後、統合等について検討する。
鬼の目山 林木遺伝資源保存林	鬼の目山は、九州本土唯一の天然スギという遺伝的に重要性を念頭に遺伝資源保存林としていた。生物群集保護林にすると、意味合いが薄れるのではないか。 (H28年度第3回保護林管理委員会)	地域固有の生物群集で300ha以上に該当するため、生物群集保護林へ移行する。

1 保護林制度に関する提言

(1) 保護林区分の再構築

平成元年の保護林制度改正により、保護林は 7 区分となった。この中には、森林生態系保護地域と森林生物遺伝資源保存林のように、面積規模や管理手法が似ているため互いの違いが分かりにくいものや、多様な国有林管理が行われるようになってきたため保護林としての存在意義が薄れつつある郷土の森も含まれる。また、大規模な植物群落保護林や特定地理等保護林を森林生態系保護地域の代替として機能させている事例があることなど、保護林の区分および実際の設定箇所や管理手法が必ずしも適切でない場合もある。さらに、小さくとも地域特有の森林生態系（ローカルホットスポット）の保全、持続性に問題のある危機的な個体群^{※1}の保全など、保護林に対する新たな課題への対応が求められるようになってきた。

このような様々な課題に対応できる保護林制度とするため、保護林区分は、森林生態系や個体群の持続性に着目した、分かりやすく効果的な区分に再構築することが望ましい。具体的には、①我が国の気候帯を代表する原生的な森林、②地域固有の森林生態系を有する森林、③希少な野生生物の生育・生息に必要なとなる森林、に区分することが考えられる。なお、これらの区分以外でも、保護林区分を設ける必要がある場合は、他の制度との兼ね合いを勘案しながら、必要に応じて検討することが望ましい。

再構築に際しては、人為による積極的な管理を含む、保護林の価値や持続性を向上させるための新たな管理の考え方について検討することが望ましい。具体的には、特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石地等）を保護林として保全する考え方^{※2}、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方^{※3}、個体群の生育・生息に必要な面積を確保する考え方などである。

※1：個体群：一定の時間と空間内に生活する同種からなる個体の集まり。

※2：特異な環境（草地、湿地、高山帯、岩石地等）を保護林として保全する考え方

希少な野生生物の生育・生息地となっている等、地域の生物多様性にとってかけがえのない存在と考えられる草地、湿地、高山帯、岩石地等については、成立原因を見極めた上で、必要な場合には人為を加えながら保護林として適切に管理すること。

※3：野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保全する考え方

目的とする野生生物の消失が懸念される危機的な保護林（危機保護林）については、危機保護林を中心に、例えば、周囲に点在する遺伝的な関係性を持つ小規模な個体群や今後更新が見込まれる更新適地等を同一の保護林として設定することにより、適切に管理すること。